

犯罪報道において、犯罪被害者や遺族の名誉、プライバシー、平穏な生活を送る権利を尊重することを求める会長声明

2017年（平成29年）10月、神奈川県座間市のアパートから9名の方の遺体が発見されるという事件が発生した。その後、被害者の方の身元が判明すると、被害者の遺族が被害者の実名や顔写真を公表しないよう報道機関に対して要請していたにもかかわらず、被害者の実名と顔写真が新聞、雑誌、テレビ等に掲載されるという事態が生じた。しかも、被害者の生活状況、家族構成、被害者に自殺願望があった可能性や凄惨な被害状況までもが仔細に報道され続けた。

およそ犯罪被害者や遺族は、犯罪そのものによって容易に回復し難い深刻な被害を受けている。それに加えて、公表されることを望まない情報が報道されると、犯罪被害者や遺族は、さらなる精神的苦痛を受け、二重の苦しみを蒙ることになる。犯罪報道は、そのあり方如何によっては、犯罪被害者や遺族の名誉、プライバシーと平穏な生活を送る権利を著しく侵害するもので、さきの座間市の事件における事態は、看過できないものであった。

確かに、報道の自由は、国民の知る権利に奉仕するための憲法上重要な権利であり、そのための取材の自由も尊重されるべきことは言うまでもない。犯罪報道も、一般に公共の利害に関することと考えられており、被害の影響を広く訴えることによって社会を変革するという大きな意義を有するものであること、また、犯罪被害者の実名報道についても捜査の事後的な検証を可能にするという意義もあることは承知している。

しかし、そのような報道の意義は、果たして匿名報道によっても達成できないのか、名誉・プライバシーという、現代社会において最大限に守られるべき重要な人権との関係において、事案ごとに慎重な吟味・検討が必要と考える。犯罪被害者や遺族は、犯罪被害に遭わなければ普通の市民生活を送っていたはずであり、実名報道をすべき公共の利害に関するものと言えるかは、慎重に検討されなければならない。まして実名報道の上に被害者のプライバシーを白日のもとに曝す詳細な報道については一層慎重な検討が必要である。しかも、現代のインターネット社会では、いったん情報が報道されれば、その情報は半永久的に残存することとなり、一度侵害された犯罪被害者とその遺族の権利の回復は、もはや不可能である。

そこで、当会は、報道機関に対し、犯罪被害者に関する情報を報道するにあたっては、犯罪被害者や遺族の名誉、プライバシー、平穏な生活を送る権利を尊重し、厳密な検討を加え、慎重な判断に基づく適切な報道を行うことを求める。

2018年（平成30年）2月26日
福岡県弁護士会 会長 作間 功